

日本英語英文学会会費納入規程

改定 2020 年度規程第 2 号 (2021 年 1 月 31 日)

改正 2021 年度規程第 3 号 (2022 年 3 月 5 日)

改正 2022 年度規程第 2 号 (2023 年 3 月 4 日)

改正 2023 年度規程第 1 号 (2023 年 6 月 30 日)

改正 2023 年度規程第 2 号 (2024 年 3 月 2 日)

会則第 8 条第 1 項の規定に基づき、日本英語英文学会の会費納入に関する規程を次のように定める。

第 1 条 通常会員は、年額 6,000 円の通常会費を納入する。

第 2 条 学生会員は、年額 3,000 円の子学生会費を納入する。

第 3 条 賛助会員は、年額 28,000 円の賛助会費を納入する。

第 4 条 大学院を修了・満了した後 7 年未満で、専任・常勤の職を持たない通常会員は、第 1 条の規定にかかわらず、年額 3,000 円とする特例会費の適用を申請できる。

2 前項に規定の「大学院を修了・満了」に相当する者は細則で定める。

第 5 条 前条の申請は、任意の書面又は電子メールを以て事務局に通知することにより行う。

第 6 条 第 1 条の規定にかかわらず、名誉顧問に委嘱された者は会費の納入を要しない。

第 7 条 本会の会費は、次のいずれかの方法で納入する。

一 ゆうちょ銀行又は郵便局より振替送金

0 0 8 6 0 - 8 - 1 1 0 3 6 2

日本英語英文学会

二 それ以外の金融機関より振込送金

ゆうちょ銀行 ○八九 (ゼロハチキュウ) 店

当座預金 0 1 1 0 3 6 2

日本英語英文学会 (ニホンエイゴエイブンガッカイ)

第 8 条 本会に入会せず、大会にのみ参加する場合の当日会費は、大会運営員会に於いて大会毎に決める。

第 9 条 本会に入会せず、本会及び本会支部が開催する各種の集会にのみ参加する場合の当日会費は、各集会の運営主体に於いて都度決める。

第 10 条 前各条に規定された会費の他、任意の寄附金は随時受領できる。

第 11 条 この規程の改正は、評議員及び理事の議決による。

2 前項の議決の後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の「会費納入規程」(2011 年 3 月 15 日制定)は廃止する。

3 この規程の施行の際、現に特例会費の適用を受けている会員は、第 5 条による申請が為されているものと見做す。

4 第 7 条の規定にかかわらず、当分の間、従前の現金による方法を以て会費を納入しても差し支えないこととする。

附 則（2021 年度規程第 3 号）

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2022 年度規程第 2 号）

- 1 この改正は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2022 年度以前の会費を追納する場合には、なお従前の例による。
- 3 2026 年を目途に会計の安定を図った上、その後の会費については改めて検討する。

附 則（2023 年度規程第 1 号）

この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年度規程第 2 号）

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。 ■